

第6回 高知県森林整備公社経営検討委員会

開催日時：平成22年7月30日（金） 16時00分～17時30分

開催場所：県庁本庁舎2階 第二応接室

参加者：（委員）

根小田渡委員（委員長）、橋本誠委員、中越利茂委員、金子努委員、
高村禎二委員、武田裕忠委員、森永洋司委員

（高知県）

臼井林業振興・環境部長、大原林業振興・環境副部長、
大野森づくり推進課長、久武企画監（分収林改革担当）、田所行政管理課長、
笹岡福利厚生課課長補佐

1 報告

平成21年度高知県森林整備公社一般会計の主伐に係る決算の概要について

○事務局から、資料1に基づき説明。

<主な質疑・意見>

（委員）

投資額とは、具体的には造林の経費か。

（事務局）

大雑把に言えば、新植や保育の森林経営費が約30%、一般管理費が35%強、支払利息が約30%となっている。

（委員）

この事業地については、近年は1年当たりどれくらい投資額が増えてきたのか。

（事務局）

主伐を迎える時は、基本的には手を入れないため事業経費はかかっていない。公庫金利が公社全体で約2.4～2.5%であり、この事業地の残高が200万円弱であるため、支払金利は大きな金額にはならない。管理経費は、この事業地面積の約20ha弱を、公社全体の約1万5千haで面積按分するため、極わずかである。

（委員）

この事業地と同じ契約期間50年の分収林契約が多くあるのか。そのランク区分は。

（事務局）

今後5年間で約600haが対象となる。契約延長すると材積が増えるため高いランクになるが、契約が50年の場合はランクが厳しいことが想定される。

2 議事

「改革プラン」の骨子の検討について

（1）現状認識の修正

○事務局から、長期収支に関する資料は次回提出する旨の説明。

○事務局から、資料3（1. 公社の概要～8. 長期収支の見通しについて）に基づき説明。

<主な質疑・意見>

(委員)

行き違いかもしれないが、メールで送った意見が全然反映されていない。

(事務局)

ご意見については一度整理をし、「改革プラン」策定の担当委員と協議したうえで、次回に修正版を提出し再確認していただく。

(委員)

契約延長後の森林の管理責任、契約満了後の不採算林の伐採の有無による土地所有者に対する責任や、県民に対する責任等、法律的な側面からの専門家による検討が必要ではないか。

(事務局)

事務局で委員の弁護士に相談し見解をいただくなど、次回検討委員会までに問題を整理する。

(委員)

長期収支の試算について、平成19年度の試算では直近の1月から3月までの木材価格で計算していたが、今回行う試算は、平成22年の1月、2月、3月の直近3ヵ月平均と、長期的な価格で5年間平均、その中間で1年間平均、3年間平均という価格で試算できないか。

(事務局)

5年間については、資料の有無を含めて資料が多く試算できないことも考えられるが、提案のあった4つのパターンで試算作業を進め、次回で提出させていただく。

(2) 改善点の特定

○森永委員から、資料の2、資料3（9. 森林整備公社改革案）に基づき説明。

<主な質疑・意見>

(事務局)

県営林化や廃止した県もあるが、土地所有者との契約をすべて県に変えるという膨大な事務作業や、有利子負債の約100億円の一括償還、代物弁済に係る税法上の消費税等が問題である。

岩手県と大分県が県営林化をしているが、こういう問題を解決するために4～5年以上かかっている。

県営林化等は、現実的には大きな壁があり、提案いただいた高知県森林整備公社「改革プラン」の骨子の中で議論を進めていただきたい。

(委員長)

「改革実施の上、存続」という考え方でいいのか、基本的な方向性は決めなければならない。

「この際、廃止」というようなご意見はないか。

(事務局)

これ以上税金を投入しないという県民負担という側面と、土地所有者との契約問題との両面で検討していただく必要がある。

(委員長)

基本的には改革をして公社を存続という方向で、具体的には色々な手段を考えていくということによるしいか。

(委員)

公社を存続して、その経営改革をするという方向で検討をしていただきたい。

(委員)

公社が存続した場合、三セク債は使えるのか。どのような枠組みを作ったら利用できるのか。

(事務局)

解散するだけが三セク債の条件ではなく、不良債権だけを整理するということも可能であり、再生でも使える。三セク債は始まったばかりで、制度上の考え方はあるが事例がなく、総務省には提案すれば柔軟に対応してもらえらると思っている。

(委員長)

基本的な方向性として、高知県森林整備公社「改革プラン」の骨子を基に具体的な今後の改革策を検討していくという方向性で進めていく。「改革プラン」策定の担当委員には次回に向けて、具体的な解決手段の選択等の提案をお願いする。

また、法律問題にかかる検討課題を整理することも必要である。

(委員)

資料は、当日配布ではなく事前配布をお願いしたい。

(事務局)

できるだけ早く配布する。

3 その他

次回（第7回）検討委員会は、8月24日（火）、午後1時から高知城ホールで橋本（勇）特別委員にも出席いただき開催する。